

## 長岡市農作物次期作支援金についてのよくある質問

Q1:出荷(販売)をしておらず、自家消費目的で米を作っているが対象とならないのか。

A 1 : 自家消費のみの方は補助対象外となります。

Q2:主食用米以外は出荷(販売)証明は必要か。

A 2 : 主食用米以外の出荷(販売)証明は不要です。

Q3:主食用米は領収書・伝票等がない場合は対象とならないのか。

A 3 : 主食用米は出荷(販売)が要件となっているため、領収書・伝票等を1枚添付していただきます。領収書・伝票等で確認できない場合は支援対象外となります。

Q4:主食用米は領収書・伝票等について、何枚付ければよいのか。

A 4 : 主食用米は出荷(販売)先が分かる領収書・伝票等を1枚添付してください。  
なお、全面積分を出荷(販売)していない場合でも支援対象となります。

Q5:支払いはいつ頃の予定か。

A 5 : 2月以降、審査した上で随時お支払いをし、3月末までにはお支払いをします。  
速やかにお支払いをするため、申請期限までに申請書の送付をお願いします。

Q6:JAなど複数者に出荷(販売)している場合はどちらにチェックをすればいいのか。

A 6 : 少量でもJAに出荷(販売)している場合は、「主食用米をJAに出荷している」にチェックを入れていただくだけで、出荷(販売)証明書類の添付は不要です。

Q7:令和6年度に離農するが、その場合は対象になるのか。

A 7 : 次期作に向けた支援ですので、令和6年度も営農継続する方が対象になります。

Q8:申請書に記載する口座情報は合併前のJA名の情報で構わないか。

A 8 : 合併前のJA名の情報で構いません。通帳の写しも合併前のJA名のもので構いません。

Q9:添付書類をつけ忘れて郵送してしまった。どうすればよいか。

A 9 : 添付書類に申請者氏名、住所を記載の上、以下の宛先に郵送してください。

【宛先】〒940-0062

長岡市大手通2丁目2番地6 ながおか市民センター5階

長岡市農業再生協議会事務局(長岡市農水産政策課内)